〇国立大学法人上越教育大学安全保障輸出管理規程第8条及び 第9条に定める事前確認シート等の提出に係る取扱い

(令和元年9月11日学長裁定)

最終改正 令和5年3月15日

(趣旨)

1 この取扱いは、国立大学法人上越教育大学安全保障輸出管理規程(令和元年規程第52 号。以下「規程」という。)第8条に定める事前確認シート及び第9条に定める該非判 定及び取引審査票の提出に係る取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(安全保障輸出管理の流れ)

2 国立大学法人上越教育大学(以下「本法人」という。)における安全保障輸出管理の 流れについては、別図の定めるところによる。

(事前確認シート)

- 3 規程第8条に定める事前確認シートを提出しようとする者は、本法人において合理的 な安全保障輸出管理を実施するため、次の各号に定める事案毎に、必要な事前確認シー トを提出するものとする。
 - (1) 貨物輸出·技術提供

海外へ研究・実験機材,試作品等の物品(取扱上は「貨物」という。)※1)を輸出するとき(※2)又は技術を提供するとき(※3)で、それがリスト規制及びキャッチオール規制に該当する(おそれがある)場合は、別記第1号様式の事前確認シート「貨物輸出・技術提供用」を提出すること。ただし、外国出張、海外研修の際に普段使用している市販のパソコンやUSBのデータ等を自己使用目的(※4)のために海外へ持ち出し、誰にも提供することなく持ち帰るときは、提出を要しない。

また,経済産業大臣への許可申請が必要となる場合は,手続に3か月程度を要する ため,手続期間を考慮の上,速やかに別記第1号様式を提出すること。

なお,輸出の際に,外国出張,海外研修を伴う場合は,第3号に規定する事前確認 シートも併せて提出すること。

- 【注】※1 「貨物」とは、船便、航空便等で運搬する荷物を考えがちだが、航空機等の手荷物として携行するパソコン、USBなど海外に持ち出す全ての物品が含まれる。
 - ※2 「輸出」とは、海外の機関へ貨物を提供すること及び海外に貨物を持ち出すこと(航空機等の手荷物として携行する場合も含む)であり、持ち出した貨物は基本的に国内へ持ち帰らなければならない。

また,私事渡航の際は,本法人の規程は適用されないが,経済産業省の許可 が必要な貨物を許可無く持ち出すことは法令で禁止されている。

なお、本学が所有する物品を無断で持ち出すことはできない。

- ※3 「技術を提供」とは、国内外を問わない。外国出張等の際に海外において提供する場合、日本国内からメール・郵便等で外国へ提供する場合のほか、日本国内において入国してきた外国人に提供する場合などが該当する。
- ※4 「自己使用目的」は、自分が学会で発表するためのもの(発表後はその内容

が公になるもの),個人レベルで行った海外調査の結果等を自身で取りまとめて誰にも提供することなく持ち帰る場合などが該当する。

(2) 国際共同研究及び海外からの受託研究・寄付金・助成金等の受入

海外の企業や研究機関等との共同研究や海外からの受託研究,寄付金,助成金等を受け入れるときは,別記第2号様式の事前確認シート [国際共同研究及び海外からの受託研究・寄付金・助成金等受入用]を提出すること。

また、貨物の輸出や技術の提供が生じた場合は、別記第1号様式も併せて提出すること。

(3) 外国出張·海外研修

外国出張,海外研修によるときは,別記第3号様式の事前確認シート〔外国出張・ 海外研修用〕を提出すること。ただし、私事渡航であるときは提出を要しない。

また、研究・実験機材や試作品等の輸出(航空機等の手荷物として携帯する場合を含む。)や技術を提供する場合は、別記第1号様式も併せて提出すること。

(4) 外国人留学生の受入

外国人留学生を受け入れるときは、受入予定教員は別記第4号様式の事前確認シート〔留学生受入用〕を提出すること。ただし、日本国の国費留学生、学部学生(正規生)及び特別聴講学生として受け入れる者については、事前確認シートの作成を省略することができる。

(5) 外国人研究者等の受入

国際交流協定に基づく外国人研究者や国際協力機関からの外国人研修生(外国人研究者)を受け入れるときは、受入教員は別記第5号様式の事前確認シート〔外国人研究者等受入用〕を提出すること。

なお、複数の外国人研究者等を短期に受け入れる場合で、受入目的・内容が同一であっても別記第5号様式の提出を要するが、同様式の作成にあたって「氏名」、「国籍」及び「3.確認項目」の一覧を別紙として添付することを可能とする。

(該非判定及び取引審査票)

(特定類型該当性に関する誓約書)

- 4 新たに雇用される役職員等は、特定類型該当者に該当するか否かを確認するため、別 記第6号様式の外国為替及び外国貿易第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類 型該当性に関する誓約書に記載し、輸出管理統括責任者に提出しなければならない。
- 5 規程第9条に定める該非判定及び取引審査票を提出しようとする者は、技術の提供又は貨物の輸出(以下「取引」という。)を行うことになった経緯,取引の相手方,取引の目的等,当該取引の内容を,別記第7号様式の貨物・技術の該非判定及び取引審査票に記載し提出すること。

(その他)

6 この取扱いに定めるもののほか、この取り扱いの実施に関し必要な事項は、規程第6 条に定める輸出管理統括責任者が別に定める。

付 記

この取扱いは、令和元年10月1日から実施する。

付 記(令和5年3月15日)

この取扱いは、令和5年3月15日から実施する。

上越教育大学における安全保障輸出管理申請の流れ

役職員

事前確認シートの作成

海外組織や研究者への貨物の輸出・技術の提供/海外交流活動

貨物の輸出 技術の提供 (別記第1号様式)

リスト規制・キャッチ オール規制に該当する (おそれがある)貨物 の輸出及び技術の提供 を行う場合 国際共同研究及び 海外からの受託研究等 の受入 (別記第2号様式)

海外の研究者と共同 研究を行う場合及び 海外から受託研究・ 寄附金・助成金等 を受け入れる場合 外国出張・海外研修 (別記第3号様式)

外国出張・海外研修 (私事渡航を除く) を行う場合 外国人留学生・ 外国人研究者等の受入 (別記第4・5号様式)

外国人留学生及び 外国人研究者等を 受け入れる場合

相談・申請





回答・申請支援

(相談窓	(相談窓口)					
研究連携課 (輸	出管理担当部署)					
研究連携チーム	国際交流チーム					
・貨物の輸出	・外国人留学生の受入					
・技術の提供	・外国人研究者等の受入					
・国際共同研究等の受入			相	談		
・外国出張・海外研修						
輸出管理] .	<u> </u>			
тиз на на			経済層	Ě業省		
知的財産本部長	国際交流推進センター長		7			
1	学内申請手続	•	許可	申請		
輸出管理統括責任者	省 (研究担当副学長)					
1	学内申請手続	_				
輸出管理最高責	賃任者(学長)					

事前確認シート〔貨物輸出・技術提供用〕

申請者職名・氏名	所属	内線
発 送 方 法	□EMS □航空便 □国際宅急便 □その他(発送予定日 年 月 日)
貨物・技術の分類	□貨物 □技術(□設計技術 □製造技術 □使用技術 □プログラム	□その他)
貨物名又は技術名		
貨物の仕様等 (型名・等級など)	内 容 (確認資料 □有 □メーカーの該非判定書 □カタログ・仕様書 □その他() □項目別対比表)
		2
最終仕向地(国名)	国名: □グループA ^{※1} □国連武器禁輸国・地域 [※]	▲ □その他
名称		
需要者・利用者 所 在 地		
* □非	:居住者 □特定類型該当者(□類型① □類型② □類型③) 該当性の根拠〔]
用 途 ・ 概 要 (貨物の輸出あるいは技術の 内容の概要(400字程度)、 別紙可) なお、資料があれば添付して ください。)	確認資料 口有()
(注) 貨物の輸出・技術の提	┃ □無 供で契約書等の書類がある場合には添付してください。	
	国内にいる場合のみ輸出管理担当部署に確認の上、記入してください。また、	、特定類型該当者の確認
	人である場合のみとなります。「該当性の根拠」には、関係する外国政府等に	
する国・地域名含む。)も記	己入してください。	
ク・フィンランド・フランス・ト	: る国で、アルゼンチン・オーストラリア・オーストリア・ベルギー・ブルガリア・カ ドイツ・ギリシャ・ハンガリー・アイルランド・イタリア・ルクセンブルク・オランタ ブル・スペイン・スウェーデン・スイス・英国・アメリカ合衆国の26カ国が認められ	ブ・ニュージーランド・ノ
※2 懸念国、または国連武器禁 懸念国とは、イラン・リベリア・リ	禁輸国・地域 :朝鮮をいい、国連武器禁輸国・地域とは、アフガニスタン・中央アフリカ・コンゴ民 「ビア・北朝鮮・ソマリア・スーダンをいう。	<u>全</u> 主共和国・エリトリア・
). 2: ¬ 1 . ¬ 1 . 1 . 1
確認項目 1 相手先は、外国ユーザーリストに	※該当する項目の□にチェ 掲載されている企業・機関ですか?	ックを入れてください。] いいえ □ はい
* 外国ユーザーリストに掲載されて イラン・インド・エジプト・北朝	いる企業・機関が属している国・地域は、アフガニスタン・アラブ首長国連邦・イスラエル・ 鮮・シリア・台湾・中国・パキスタン・香港・レバノンの11カ国 2 地域です。これらの国・ 一リストに掲載されている企業・機関かどうか、経済産業省安全保障貿易管理HPからも確	
2 相手先は、以下のいずれかに該当	しますか? 頻繁に所属を変更(転職を繰り返す等)する等、相手先の貨物輸出又は技術提供を受ける者	□ いいえ □ はい
に不審な点がある。		該当又は懸念 がある番号:
っている。	を受ける者が、将来、軍事関連部門や軍需企業に就職することを入手した文書等によって知	()
	等の開発に用いられる、または用いられる疑いがある。または、相手先が兵器等の開発、製得られた情報から明らかである。	
, , , , , , , , , , , , , , , , , ,	貨物又は提供技術が、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発・製造・使用等に	
⑤ 入手した情報等によって、輸出	無いかめることを知っている。 貨物又は提供技術が、外国の軍若しくは警察等又はこれらの機関から委託を受けた者により、 等、ロケット若しくは無人航空機の開発等、宇宙に関する研究に用いる、または用いられる	

(注)網掛にチェックが入った場合は、計画段階で輸出管理担当部署に相談してください。

上記、事前確認	認欄】(事前確認No. の内容を確認する。)	le Heleville and		年	月	目
□ 取引す	ij	□診	変非判定・取り	引審査の手続	を要する		
輸出管理責任者 (知的財産本部長)	輸出管理担当部署(研究連携課)		【理由】				

事前確認シート〔国際共同研究及び海外からの受託研究・寄附金・助成金等受入用〕

1. 受入代表者情報			
代表者職名・氏名		内線	
所属部局等			
2. 実務分担者情報(複数	女人いる場合は全てご記入ください。別紙一覧でも可)		
分担者職名・氏名		内線	
所属部局等			
3. 外国人研究員や留学生	Eが参加する場合(複数人いる場合は全てご記入ください。別紙一覧でも可)※現時点で	判明している者の	み
外国人氏名		国籍	
所属			
4. 相手先情報			
相手先機関名称			
相手先機関の名称(英文)			
所在国	国名: □グループA ^{※1} □国連武器禁輸国・地域 ^{※2} □その他		
特定類型該当性	□類型① □類型② □類型③ 類型該当性の根拠〔)
法人等(その属する国・	欄は、居住者となった場合の該当性についても記入してください。「該当性の根拠」には、 ・地域名含む。)も記入してください。 核当する項目の□にチェックを入れてください	関係する外国政府	
項目の種類:□国際共同研	F究 □海外からの受託研究 □海外からの寄附金受入 □海外からの研究助成金受入	□その他()
資金の有無:□なし □有	『 19 (研究費の出所: 		
研究テーマ・内容:			
※1 グループA			
グループAとは、自主管理	聖ができる国で、アルゼンチン・オーストラリア・オーストリア・ベルギー・ブルガリア	· カナダ・チェコ	・デンマ
	ランス・ドイツ・ギリシャ・ハンガリー・アイルランド・イタリア・ルクセンブルク・オラ		-ランド・
	・ポルトガル・スペイン・スウェーデン・スイス・英国・アメリカ合衆国の26カ国が認	められている。	
	担氏希宗和国・地吸 5ク・北朝鮮をいい、国連武器禁輸国・地域とは、アフガニスタン・中央アフリカ・コンコ リア・リビア・北朝鮮・ソマリア・スーダンをいう。	で民主共和国・エリ	リトリア・
6. 確認項目	※該当する項目の□にチェック	を入れてください	
	リストに掲載されている企業・機関ですか?	□いいえ	□はい
	載されている企業・機関が属している国・地域は、アフガニスタン・アラブ首長国連邦・イスラエル・ 	・イラ	□ (# A .
	北朝鮮・シリア・台湾・中国・パキスタン・香港・レバノンの11カ国2地域です。これらの国・地域に リストに掲載されている企業・機関かどうか、経済産業省安全保障貿易管理HPからも確認できます。		
http://www.meti.go.jp/polic	cy/anpo/index. html		
。 相手先が以下のいずれか	に該当することがありますか。		
		□いいえ	ロはい
① 相手先機関に提供した	14831930000円のウェッル。 :技術が兵器等の開発に用いられる、又は用いられる疑いがあることが、得られた情報から明らかであ ・て、相手先機関に提供した技術が、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発・製造・使用	る。	該当又は
② 和手先機関に提供した ② 入手した情報等によっいられる、又は用いら	技術が兵器等の開発に用いられる、又は用いられる疑いがあることが、得られた情報から明らかであ て、相手先機関に提供した技術が、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発・製造・使用 ⁴ れる疑いがあることを知っている。	る。 等に用	該当又は 懸念があ
① 相手先機関に提供した② 入手した情報等によっいられる、又は用いら③ 相手先機関は、化学物	技術が兵器等の開発に用いられる、又は用いられる疑いがあることが、得られた情報から明らかであ て、相手先機関に提供した技術が、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発・製造・使用 ⁴	る。 等に用	該当又は

(注)網掛にチェックが入った場合は、計画段階で輸出管理担当部署に相談してください。

=	認欄】(事前確認No. Rの内容を確認する。 可) □ i	亥非判定・取引審査の	年	月	日
輸出管理責任者 (知的財産本部長)	輸出管理担当部署(研究連携課)		【理由】			

提出年月日: 年 月 Н

事前確認シート〔外国出張・海外研修用〕

※注 大学院学生単独の場合は、指導教員が助言し、大学院学生本人に提出させてください。

1	出張者	研修者	•	受力	人者

2. HX1 //101 ///	T .										
申請者職名・氏名・所属									内線		
出張又は研修先	国名:			□グルーフ	°A <mark>≝1</mark> □[国連武器	禁輸国・地域	戊 <mark>業2</mark> □	その他		
出張又は研修期間		年	月	日~	年	月	日 (年	カ月	目)	
	1)所属										
出張又は研修先の受入者	2) 職名	・氏名									
	3)出張又	スは研修	先との関係	Š.		•				•	•

2. 出張先	・研修先での用務について
1)出張又は 研修にお ける:研究 内容	国際学会等研究集会参加者は□にチェックを入れてください。 □1. 不特定多数の者が参加できる国際学会・シンポジウム → □発表あり □発表なし(情報収集のための参加) □2. 上記以外の機会による研究集会など → □発表あり □発表なし(情報収集のための参加) ↓ リスト規制第1項~第15項に該当 □しない □可能性あり→担当者へ連絡
	研究内容・発表内容の概要を詳しく記入してください。必要に応じて、参考資料を添付してください。 ※上記「1.」の場合は、記入不要
	(注)出張又は研修内容等の詳細について、確認させていただく場合があります。
2) 出張又は研	开修先に、物品又は技術(情報)の <u>提供が有る場合</u> は、物品名又は技術名を下記に全て記入してください。

(注)海外への貨物の持ち出しや技術の提供がある場合には、輸出管理担当部署に相談してください。

※1 グループA

グループAとは、自主管理ができる国で、アルゼンチン・オーストラリア・オーストリア・ベルギー・ブルガリア・カナダ・チェコ・デンマーク・フィンランド・フランス・ドイツ・ギリシャ・ハンガリー・アイルランド・イタリア・ルクセンブルク・オランダ・ニュージーランド・ノルウェー・ポーランド・ポルトガル・スペイン・スウェーデン・スイス・英国・アメリカ合衆国の26カ国が認められている。

※2 懸念国、または国連武器禁輸国・地域

懸念国とは、イラン・イラク・北朝鮮をいい、国連武器禁輸国・地域とは、アフガニスタン・中央アフリカ・コンゴ民主共和国・エリトリア・ イラク・レバノン・リベリア・リビア・北朝鮮・ソマリア・スーダンをいう。

3. 確認項目(不特定多数の者が参加できる国際学会、シンポジウムに参加のみで発表がない場合は以下記入不要。)

※該当する項目の口に必ずチェックを入れてください。

1	相手先は、外国ユーザーリストに掲載されている企業・機関ですか? 外国ユーザーリストに掲載されている企業・機関が属している国・地域は、アフガニスタン・アラブ首長国連邦・イスラエル・イラン・インド・エジプト・北朝鮮・シリア・台湾・中国・パキスタン・香港・レバノンの11カ国、2地域です。これらの国・地域に該当する場合、外国ユーザーリストに掲載されている企業・機関かどうか、経済産業省安全保障貿易管理HPからも確認できます。http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html	□いいえ	□はい
2	 相手先は、以下のいずれかに該当しますか? 研究分野や内容を変更したり、頻繁に所属を変更(転職を繰り返す等)する等、相手先の技術の提供を受ける受入者に不審な点がある。 相手先の技術の提供を受ける受入者が、将来、軍事関連部門や軍需企業に就職することを入手した文書等によって知っている。 提供しようとする技術が、兵器等の開発に用いられる、または用いられる疑いがある。または、相手先が兵器等の開発、製造、貯蔵を行っていることが、得られた情報から明らかである。 入手した情報等によって、提供しようとする技術が、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発・製造・使用等に用いられる、または用いられる疑いがあることを知っている。 入手した情報等によって、提供しようとする技術が、外国の軍者しくは警察等またはこれらの機関から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等、ロケット若しくは無人航空機の開発等、宇宙に関する研究に用いる、または用いられる疑いがあることを知っている。 	□いいえ	口はい 該当又は 懸念があ る番号: ()

(注)網掛けにチェックが入った場合は、計画段階で輸出管理担当部署に相談してください。

	認欄】(事前確認No. の内容を確認する。 ・研修可)	年 月 □該非判定・取引審査の手続を要する	日
輸出管理責任者 (知的財産本部長)	輸出管理担当部署 (研究連携課)		【理由】	
(知时) 医华丽汉)	(圳九建扬林)			

提出年月日: 年 月 Н

事前確認シート〔留学生受入用〕

留学生等の受入を決定する前までに受入関係者が本書類を作成して提出してください。

- なお、日本国の国費留学生、学部学生(正規生)及び特別聴講学生については、事前確認シートの作成を省略することができます。 ・氏名及び国籍は必須ですが、卒業大学、修了大学院及び職歴があれば表示してください。 ・受入期間、受入教員、在籍大学・所属機関などは、受入許可審議資料の添付でも足ります。 ・ただし、「懸念国、または武器禁輸国・地域」又は、「3. 確認項目」の「a」欄の「外国ユーザーリスト」にあてはまる場合には、慎重に判定してください。

4	227 J	日日	17. 3
Ι.	' 女' 八	【关し	係者

申請者職名・氏名					内線				
所属									
2. 留学生(大学	院生・研究生)について								
氏名									
国籍	国名:	□グループ A ※1	□国連詞	代器禁輸国・	地域 <mark>※2</mark>	□その他			
身分	□大学院学生(正規生)	□研究生							
特定類型該当性	□類型① □類型② □類型	型③ 類型該当性	の根拠!	-)
上越教育大学に 受入前 について	①大学名、研究機関名又は 企業名								
(最終の学歴又は職	②学部・学科・専攻・学年								
歴を記入してくだ さい。添付資料で	③所属期間 3.111111111111111111111111111111111111	年	月	日 ~		年	月	目	
も可)	②/// /两分][F]					(年	カ月	日)
上越教育大学に	①研究科・専攻								
<u>受入後</u> について	②指導教員名								
③、④については、 可能な範囲で記入	③受入(予定)期間	年	月	日 ~		年 (月 年	日 ヵ月	目)
してください。	④入国予定日又は入国日	年	月	目(□⊅	国済	口入国予	定)		
研究テーマ及び提供	1)研究テーマ(別紙可)								No. 14 Etc.
予定の技術 (教育) の 内容について	2) 提供する技術(教育)のありましたら、添付をお	3願いいたします。)				, ,_ ,		願いいたし	ます。資料等
	(注)提供する技術(教育)								
出国時の対応	留学期間終了後の留学生 なお、受入期間終了後及び等 等を遵守することを徹底させ	乏入期間中における						任者に報告	させ、外為法
*技術の提供かつ	相手先が国内にいる場合の	み輸出管理担当	部署に確	認の上、記	己入して	ください	。また、	特定類型語	
ついては、相手先	が自然人である場合のみと	なります。「該当	4性の根	拠」には、	関係す	る外国政	存等又に	は外国法人等	等(その属する

国・地域名含む。) も記入してください。

※1 グループAグループ**A**グループ**A**グループ**A**グループ・カナダ・チェコ・デンマーク・フィンランド・フランス・ドイツ・ギリシャ・ハンガリー・アイルランド・イタリア・ルクセンブルク・オランダ・ニュージーランド・ノルウェー・ポーランド・ポルトガ ル・スペイン・スウェーデン・スイス・英国・アメリカ合衆国の26カ国が認められている。

※2 懸念国、または国連武器禁輸国・地域

懸念国とは、イラン・イラク・北朝鮮をいい、国連武器禁輸国・地域とは、アフガニスタン・中央アフリカ・コンゴ民主共和国・エリトリア・イラク・レバノン・ リベリア・リビア・北朝鮮・ソマリア・スーダンをいう。

3. 確認項目

※該当する項目の□にチェックを入	れてく	ください。
------------------	-----	-------

a	外国ユーザーリストに掲載されている企業・機関が属している国・地域は、アフガニスタン・アラブ首長国連邦・イスラエル・イラン・インド・エジプト・北朝鮮・シリア・台湾・中国・パキスタン・香港・レバノンの11カ国2地域です。これらの国・地域に該当する場合、外国ユーザーリストに掲載されている企業・機関かどうか、経済産業省安全保障貿易管理HPからも確認できます。http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html	□いいえ	口はい
b	 留学生は、以下のいずれかに該当しますか? ① 受入打診前に研究分野や内容を変更したり、頻繁に所属を変更(転職を繰り返す等)する等、留学生に不審な点がある。 ② 留学生が、将来本国に帰国後、軍事関連部門や軍需企業に就職することを知っている。 ③ 提供技術が、兵器等の開発に用いられる、または用いられる疑いがある。または、留学生が所属する(していた)機関が、兵器等の開発、製造、貯蔵を行っていることが、得られた情報から明らかである。 ④ 入手した情報等によって、提供技術が、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発・製造・使用等に用いられる、又は用いられる疑いがあることを知っている。 ⑤ 留学生が所属する(していた)外国の軍若しくは警察等で、化学物質・微生物・毒素の開発等、ロケット若しくは無人航空機の開発等、宇宙に関する研究が行われている、あるいは行われている疑いがあることを入手した情報等によって知っている。 	□いいえ	□はい 該当又は 懸念があ る番号: ()

(注)網掛にチェックが入った場合は、計画段階で輸出管理担当部署に相談してください。

-	ンター確認欄】(事前確認M の内容を確認する。	Vo.)	年	月	目	
□ 受入可]該	非判定・取引審査の手続を要する				
輸出管理責任者	輸出管理担当部署		【理由】				
(国際交流推進センター長)	(研究連携課)						

事前確認シート〔外国人研究者等受入用〕

※注1: JSPS、JST、JICA などの招へい事業で複数人数同時に受入の場合は、引率者を含む名簿、全行程の日程表、事業概要のコピー添付のみで、2.(受入研究者等)、3.(確認項目)、4.(研究内容)の記入は不要です。
※注2: 研究者等の所属(留学生から外国人研究者となる場合を含む。)が変わる場合にも提出してください。

		【(留字生から外目	国人研究者と	なる場合	を含む。)	が変れ	つる場合	にも提出	してくだ	さい。	
	研究者等の党	艺入教員		-r						ъ́ ́	
職名・氏名	1			所属					内約	深	
		教育大学外国人研							は、記入	不要。)	
訪問等の	-	□視察・見学	□表敬訪問	引等 []打合わせ	<u>+</u>	口その	他()		
氏名											
国籍	-	国名:		□グルー	−プA <mark><u>*1</u></mark>	□国词	車武器祭	禁輸国・地	应域 <mark>※2</mark> □	その他	
現職又は直近	の職(学歴)	※添付資料でも結	構です。								
受入計	牟紐	1) 入国予定日又	は入国日		年	月	目	(口入国)	斉 口入	、国予定)	
(可能な範囲でください。)		2)受入(予定)	期間		年	月	日	~ (年 年	月 ヵ月	日 日)
特定類型	該当性	□類型① □類型	② □類型③	類型該	核当性の根	拠〔)
ついては、相 国・地域名含 ※1 グループ グループAとは ーク・フィンラ ノルウェー・ポ	手先が自然 <i>月</i> む。)も記入 A 、自主管理が ンド・フラン ーランド・ポ	「国内にいる場合のみとしてください。 してください。 できる国で、アルゼス・ドイツ・ギリシルトガル・スペイン 器禁輸国・地域	となります。 シチン・オー	「該当性0 ストラリフ ー・アイル	の根拠」(ア・オース ランド・/	こは、 トリア・ (タリア	関係する ・ベルギ ・ルクセ	外国政府 ー・ブルス ンブルク	「等又は外 ブリア・カナ ・オランダ	国法人等 -ダ・チェ: •ニュージ	(その属す コ・デンマ
懸念国とは、イ イラク・レバノ	ラン・イラク ン・リベリア	高泉 側国・地域 ・北朝鮮をレレ\、国 ・リビア・北朝鮮・	連武器禁輸国・ ソマリア・ス	・地域とは ーダンをレ	、アフガニ ヾう。						
3. 確認項目 1 受入研究者		 ザーリストに掲載され	ている企業・機	脚ヶ所属す	ス考 (過去)				ーエックを入 *よか?	□いいえ	□はい
外国ユーザー プト・北郭鵬	リストに掲載され ‡・シリア・台湾・	ている企業・機関が属して 中国・パキスタン・香港・ うか、経済産業省安全保障	いる国・地域は、 レバノンの11カ	アフガニスタ 1国2地域です	ン・アラブ首 ⁻ 。これらの国	長国連邦・ 国・地域に	イスラエル 亥当する場合	ン・イラン・イ 合、 外国ユー	'ンド・エジ ザーリストに	□ V · V · Z.	□(4,
① 受入打研② 受入打研② 受入打研③ 提供技術が、兵には用いには用いである。 でいます はい	診前に研究分野・ 究者等が、将来・ 術が、兵器等の 器等の開発、製 た情報等によっ られる疑いがあ 究者等が所属す	ずれかに該当しますかや内容を変更したり、歩本国に帰国後、軍事関別開発に用いられる、また。 貯蔵を行っている。 て、ことをかっているののしたし、からのして、ない。 るの (していた)外国の近に関する研究が行われて、関する研究が行われて、	質繁に所属を変更 車部門や軍需企業 たは用いられる場 ことが、得られた 合に関する研究、 軍若しくは警察等	業に就職する 遅いがある。 た情報からり 核燃料物質 等で、化学物	ることを知っ または、受 月らかである まや原子炉等 の質・微生物	っている。 :入研究者 る。 :の開発・ :・毒素の	等が所属 製造・使 開発等、	する (して) 用等に用い ロケット若	いた)機関 られる、又 しくは無人	□いいえ	□はい 該当又は 懸念があ る番号: ()
(注)網掛に	チェックが刀	、った場合は、計画	画段階で輸出	管理担当	部署に相	談して	ください	, \ ₀			
4. 研究内邻	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~										
受入研究者等		実施する研究概要	冥 (別紙可)								
の研究内容											
	2) 当該研	究者等が来学前に	に行っていた	研究の概要	要(別紙	可、400)字程度、	、参考資料	∤があれば溺	が付してく7	- ごさい。)
出国時の対応	なお、受入其	・了後の研究者等の 明間終了後及び受入身 と徹底させてください	期間中における						責任者に報行	告させ、外流	為法等を遵

【国際交流推進センター 上記、事前確認の内容)	年	月	目
□受入可	C 4EMC / 00	□該非判定・取引審査の手続を要	きする		
輸出管理責任者 輔	別出管理担当部署	【理由】			
(国際交流推進センター長)	(研究連携課)				

別記第6号様式(第4項関係)

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための 特定類型該当性に関する誓約書

輸出管理統括責任者 殿

年 月 日

住所 氏名

私は、貴法人が「外国為替及び外国貿易法第 25 条第1項及び外国為替令第 17 条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付け4貿局第 492号。 以下「役務通達」という。)の1(3)サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第 25 条第1項及び第2項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、貴法人の法令遵守のため、役務通達の1(3)サ①又は②に該当するか否かについて、下記のとおり誓約いたします。

記

私は、

- □ 以下の①に該当します。
- □ 以下の②に該当します。
- □ 以下の①及び②に該当します。
- □ 以下のいずれにも該当しませんので、誓約は不要です。
- ① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体(以下「外国法人等」という。)又は 外国の政府,外国の政府機関,外国の地方公共団体,外国の中央銀行並びに外国の政党そ の他の政治団体(以下「外国政府等」という。)との間で雇用契約,委任契約,請負契約 その他の契約を締結しており,当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府 等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義 務を負う者(次に掲げる場合を除く。)
 - (イ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約,委任契約,請負契約その他の契約を締結し

ており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合

- (ロ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約,委任契約,請負契約その他の契約を締結しており,当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において,グループ外国法人等(当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。)との間で雇用契約,委任契約,請負契約その他の契約を締結しており,当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合
- ② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益(金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。)を得ている者又は得ることを約している者

貨物・技術の 該非判定・取引審査票

1. 基本情報

所属	申請者職名・氏名	
分野·研究室等	※ 連絡担当者氏名	
研究分野	電話(内線)	
E-mail		

※申請者と連絡担当者が異なる場合は、連絡担当者氏名欄にご記入の上、連絡担当者の E-mail 及び内線をご記入ください。

技術提供又は貨物の輸出(以下「取引」といいます)を行うことになった経緯,取引の相手方,取引の目的等,当該取引の内容について以下にご記入ください。記載欄不足の場合は「別紙のとおり」と記載の上,添付する別紙に記載してください。提出は,根拠資料を添付の上,輸出管理担当部署(研究連携課)までお願いします。

≪申請者記入欄≫

仕向国(経路)	(経路: →)
	名称
	代表者
相手先 ※該当しない項目は	所在地(国名)
空欄とする	事業内容
	* □非居住者 □特定類型該当者 (□類型① □類型② □類型③) 該当性の根拠〔 〕
	名称
最終需要者(利用者)	住所
※相手方と異なる場合のみ記載	* □非居住者 □特定類型該当者 (□類型① □類型② □類型③) 該当性の根拠〔 〕
輸出管理区分 (取引の目的・きっかけ)	貨物の輸出・技術の提供 □成果物提供契約締結 □秘密保持契約締結 □研究試料・サンプル送付 □装置等送付 共同研究・受託研究・寄附金・助成金等の受入 □共同研究契約締結 □受託研究契約締結 □寄附金 □助成金 □その他(留学生の受入 □学術交流協定 □留学生受入 研究者の受入等 (研究者間の共同研究も含む) □学術交流協定 □外国人研究者受入 □客員研究員受入 □来訪者受入 外国出張・外国研修 □会議・シンポジウム等への出席・参加・主催
取引行為	□技術の提供

(規制対象行為本体) ※発生しうるもの全てに チェック	□研究指導 □技術指導 □意見交換 □発表 □電話・メール送信 □インターネットを利用したファイル交換 □共用データベースへの掲載 □資料配布 □書面・記録媒体の送付 □マニュアル・図面・実験データ等の供与 □実験装置等の貸与 □装置等送付に伴う技術・プログラムの提供 □その他()
	□研究試料・サンプル送付 □装置等送付 □()の輸出
取引に至る経緯	
取引の理由・目的,数量	添付資料: □有(
相手先の最終用途	
輸出・提供予定日(取引期間)	年 月 日 (~ 年 月 日)
対価	□無償 □有償(円)

*技術の提供かつ相手先が国内にいる場合のみ輸出管理担当部署に確認の上、記入してください。また、特定類型該当者の確認については、相手先が自然人である場合のみとなります。「該当性の根拠」には、関係する外国政府等又は外国法人等(その属する国・地域名含む。)も記入してください。

2 リスト規制チェック 申請者が作成してください

リスト規制に該当する貨物・技術かのチェック (該非判定・確認)

①提供しようとする技術又は貨物がリスト規制に該当するかをご確認ください。

経済産業省安全保障貿易管理HP(http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html)にて、当該技術又は貨物が外為令別表の $1\sim1$ 5の項又は輸出令別表第1の $1\sim1$ 5の項に掲載されている技術または貨物に該当するかご確認の上、貨物等省令に定める仕様等に該当するかをチェックしてください。

- ②貨物の輸出・技術の提供どちらか(両方に該当する場合には両方)の項目にチェックを入れ、確認した該当項番及び中欄の括弧の番号等の必要事項をご記入ください。(ex. ○項○号ホ (一) (二))。
- ③本申請書と一緒に該非確認の根拠資料もご提出ください。輸出令・外為令の関係項と貨物等省令の関係個所と本件貨物又は技術の仕様(性能)との対応関係(特に具体的数値については貨物又は技術の有する数値と基準との関係)が分かる資料を添付してください。

1) 技術の提供

<u></u>	TO THE OUT							
	技術の名称							
	概要・仕様等 具体的内容							
	技術の分類		計技術 □	製造技術	□使用技術)
	【該当】	□該						
リスト規制	外為令別表項 番 (技術)	(1 (2 (3)	項 項 項	号 号 号			
制の(申註	貨物等省令 (貨物)	(1 (2 (3)	条 条 条	項 項 項	号 号		
請者	【非該当】	口非	該当					
の)該非確認結果	非該当とした 理由	□当□別□そ	ずれにも記載されていない。 ハ。					
	【不明】	口不	明・疑義					
	確認の根拠	□力□項	ーカーの該 タログ・仕 目別対比表 の他(様書)
		□該	当					
関]連する貨物の 該非確認	輸出令別表第1	(1) (2) (3)	項項項	당 号			
	物の輸出に伴って を提供する場合は 記入不要	貨物等省	(1)	条 条	項項	号 号		
		令	(3)	条	項	号		
			(- /	-14		7		
		□非	該当			77		

2)貨物の輸出

	貨物の名称						
	貨物の品番 ・型番・等級						
	数量 (単位)					()
	価 額	¥					
※メ タロ	概要・仕様等 具体的内容 ーカー名・連絡先・カ ュグ・仕様書があれば 行してください。						
	【該当】	□該当					
申請者の該非確	輸出令 別表第1項番 貨物等省令 【非該当】	(2) (3) (1) (2) (3) □非該当	項 項 項 条 条 条 条 項 理 理 項 の の の の の の の の の の の の の の の の	夏 夏 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	号 号 号 での項のいずれにも	記載されていない。	
認結果	非該当とした 理由	□兄の他(以下にま		うる仕様に該	当しない。		
	【不明】	□不明・疑義					
	確認の根拠	□メーカーの該非判□カタログ・仕様制□項目別対比表□その他()

1)-3 規制の許可例外の確認

掲載方法を確認すること:別紙で確認して確認結果のみを記載してもらうこともできる。

1)-4 貨物の第16項の中欄の確認

掲載方法を確認すること:別紙で確認して確認結果のみを記載してもらうこともできる。

3 キャッチオール規制チェック

3 - 1. 通常兵器補完規制に係る「用途」チェックリスト (国連武器禁輸国・地域(輸出令別表第3の2の国・地域)向けの場合)

以下の用途に用いられることを知るに至ったか確認すること。その際には、以下の用途に用いられることが貨物の輸出に関する契約書若しくは入手した文書、図画若しくは電磁的記録媒体に記載、記録されているか。また、輸入者等から連絡を受けたかについても確認すること。 (どちらかに〇をつけること。)

通常兵器 (輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物 (核兵器等に該当するものを除く)) の開発、製造又は使用

はい・いいえ

「はい」の場合は、3-2のチェックを行ってください。

3-2. 用途要件の除外に関するチェックリスト

「3-1」において「はい」の回答結果となった場合は以下の各項目についても確認すること。(どちらかに〇をつけること。)

	1	当	該	輸	出	貨	物	又	は	技	術	を	用	ļ١	て	開	発	等	さ	れ	る	別	表	(*)	に	掲	げ	る	貨					
		物	が	産	業	`	娯	楽	`	ス	ポ	_	ツ	`	狩	猟	又	は	救	命	D	用	に	供	さ	れ	る	旨	が	文	書					
		等	に	記	載	さ	れ	又	は	記	録	さ	れ	て	V	る	場	合	で	あ	ŋ	,	カュ	つ	`	輸	出	者	等	が	同	V	t V	•	いい	ハえ
		表	に	掲	げ	る	貨	物	が	۲	れ	5	の	用	に	供	さ	れ	る	旨	輸	入	者	等	カゝ	6	連	絡	を	受	け					
		て	٧١	る	0																															
用	2	日	本	玉	の	自	衛	隊	と	ア	メ	IJ	カ	合	衆	玉	軍	隊	と	の	間	に	お	け	る	後	方	支	援	`	物					
		品	又	は	役	務	の	相	互.	の	提	供	に	関	す	る	日	本	玉	政	府	と	ア	メ	IJ	力	合	衆	玉	政	府	75	F 1. V		1. 5. 1	ハネ
途		と	の	間	の	協	定	に	基	づ	き	`	自	衛	隊	が	ア	メ	リ	力	合	衆	玉	軍	隊	に	対	L	て	貨	物	V =	L V ,	•	V · (· ~
		又	は	役	務	の	輸	出	又	は	提	供	を	行	う	0																				
要	3	自	衛	隊	法	に	基	づ	<	海	上	に	お	け	る	警	備	行	動	の	用	に	供	す	る	た	め	に	貨	物	又	1,-	t LA		1/1/1	ハネ
		は	役	務	の	輸	出	又	は	提	供	を	行	う	0																	V =			V · 0	
件	4	自	衛	隊	法	に	基	づ	<	在	外	邦	人	等	の	輸	送	(T)	用	に	供	す	る	た	め	に	貨	物	又	は	役	l-	トレン		レンし	ハネ
		務	の	輸	出	又	は	提	供	を	行	う	0																			10			•	<i>/</i> _
の	(5)	自	衛	隊	法	に	基	づ	<	玉	賓	等	の	輸	送	の	用	に	供	す	る	た	め	に	貨	物	又	は	役	務	の	7	F 1. V		1. 5. 1	ハえ
		輸	出	又	は	提	供	を	行	う	0																					V =	L V ,	•	V · (· .
除	6	玉	際	緊	急	援	助	隊	の	派	遣	に	関	す	る	法	律	に	基	づ	<	玉	際	緊	急	援	助	活	動	0)	用). ·				
1.1		に	供	す	る	た	め	に	貨	物	又	は	役	務	の	輸	出	又	は	提	供	を	行	う	0							(-	L ('	•	() (ハえ
外	7	玉	際	連	合	平	和	維	持	活	動	等	に	対	す	る	協	力	に	関	す	る	法	律	に	基	づ	<	玉	際	平					
		和	協	力	業	務	0)	用	に	供	す	る	た	X.) (3	- 貨	宣牧	勿り	Z I	は行	殳 着	答 (D I	睮	出.	又	は	提	供	を	行	V	tv		いい	ハえ
		う	0																																	
	8	海	賊	行	為	の	処	罰	及	び	海	賊	行	為	^	の	対	処	に	関	す	る	法	律	に	基	づ	<	海	上	保					
		安	庁	に	ょ	る	海	賊	行	為	~	の	対	処	及	び	自	衛	隊	の	部	隊	に	ょ	る	海	賊	対	処	行	動	V	tv	•	いい	ハえ
		Ø	用	に	供	す	る	た	め	に	貨	物	又	は	役	務	の	輸	出	又	は	提	供	を	行	う	0									

(※)別表

- 一 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾(発光又は発煙のために用いるものを含む。)のうち次に掲げるもの又はこれらの部分品
 - 1 空気銃、散弾銃、ライフル銃若しくは火縄式鉄砲又はこれらのものに 用いる銃砲弾
 - 2 救命銃、もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又 はこれらのものに用いる銃砲弾
- 二産業用の発破器
- 三 産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品

3-3. 大量破壊兵器等補完規制に係る「用途」チェックリスト (非グループA向け(国連武器禁輸国・地域を含む)の場合)

以下の用途に用いられることを知るに至ったか確認すること。その際には、以下の用途に用いられることが貨物の輸出に関する契約書又は入手した文書・記録媒体に記載、記録されているか、また、輸入者から連絡を受けたかについても確認すること。(どちらかに〇をつけること。)

LL - nn	り開発、製造、使用若しくは貯蔵			
核兵器の	はい・いいえ			
軍用のイ	はい・いいえ			
軍用の約	はい・いいえ			
軍用のイ	ヒ学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用	141x 1x1x 2		
若しくに	はい・いいえ			
300 k m	1411			
貯 蔵		はい・いいえ		
300 k m	以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用若しく			
は貯蔵		はい・いいえ		
(①核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用若しくは貯			
Ī	嵌	はい・いいえ		
	②核融合に関する研究	はい・いいえ		
	③原子炉又はその部分品若しくは附属装置の開発、製造、使用若			
別	しくは貯蔵	はい・いいえ		
	④重水の製造	はい・いいえ		
(⑤核燃料物質の加工	はい・いいえ		
表(⑥ 核燃料物質の再処理	はい・いいえ		
	⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさど			
· 行	る行政機関が行うもの、又はこれらの者から委託を受けて行うこ			
	とが明らかなもの			
	a 化学物質の開発若しくは製造			
為	b 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用若しく	はい・いいえ		
為	は貯蔵			
	c ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使			
	用若しくは貯蔵			
	d 宇宙に関する研究			

3 - 4. 大量破壊兵器等補完規制に係る「需要者」チェックリスト (非グループA向け(国連武器禁輸国・地域を含む)の場合)

① 外国ユーザーリストのチェック

(どちらかに○をつけること)

需要者は外国ユーザーリストに掲載されているか。	はい・いいえ
-------------------------	--------

「はい」の場合は、3-5のチェックを行ってください。

② <u>需 要 者 要 件 の チェック</u>

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて貨物の輸出に関する契約書若しくは入手した文書・記録媒体に記載、記録されているか、又は、輸入者等から連絡を受けたかについて確認すること。

(どちらかに○をつけること)

核兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、 使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ

「はい」が一つでもあった場合は、3-5のチェックを行ってください。

3-5. おそれ省令第2号及び第3号又はおそれ告示第2号及び第3号に定める「明らかなとき」を判断するための ガイドラインに関するチェックリスト

以下の各項目について、確認すること。なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「−」に ○をつける。

しをつける。					
貨物等の用途・	① 輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	はい・いいえ・ —			
仕様	② 需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	はい・いいえ・ ―			
	③ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	はい・いいえ・ —			
貨物等の設置場 所等の態様・据 付等の条件	④ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に 隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求さ れている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を 有していない。	はい・ いいえ・ ―			
	⑤ 当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	はい・いいえ・ ―			
貨物等の関連設	⑥ 当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	tiv • vvž • —			
備・装置等の条 件・態様	⑦異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。	はい・いいえ・ —			
件 思依	⑧通常必要とされる関連装置の要求がある。	はい・いいえ・ —			
表示、船積み、	⑨輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。	はい・いいえ・ —			
輸送ルート、梱	⑩製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。	はい・いいえ・ ―			
包等における態様	⑪輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	はい・いいえ・ ―			
貨物等の支払対 価等・保証等の	⑩当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示が なされていない。	はい・いいえ・ ―			
条件	③通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	はい・いいえ・ —			
据付等の辞退や	④据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	はい・いいえ・ —			
秘密保持等の態 様	⑤最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	はい・いいえ・ ―			
外国ユーザーリ スト掲載企業・ 組織	貨物等の懸念される用途の種別(「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る ・ 構完的輸出規制に関する輸出手続き等について」通達1の(3)に掲げ				
その他	⑦その他需要者が取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に 対して明確な説明がない等の取引上の不審な点がない。				

4 知的財産本部、国際交流推進センター 記入欄

Ī		查 No.(- M. M.	<u> </u>)	今 珥	年月日:	年	月	В
- 1	Λ Л Ш .	E. 110. (,		. 1 / 3 - 1	'	7,	
該非判定・取引審査欄	貨	□該当	項番							□非該当
	物		省令							
	技術	□該当	項番							
			省令							□非該当
		□相手方がグルー	−プA→≢	‡該当でグルー	プAなら用	月途に関係な	く規制対象タ	^		
		□国連武器禁輸□	国・地域	(下記の国名も	チェック)					
		□アフガニスタ: □リベリア [R主共和国 □ス		リア ロイラク	7 □レ	バノン □リビア
		□懸念国([コイラン	□イラク	□北朝鮮	‡)				
知	相手	□外国ユーザー!	Jスト					\		
的財産	先	(組織名 (国・地域名) ∕ □イラン □ □香港 □レバ		コエジプト
本		□需要者に関する	る質問項目	ま(ホワイト国	を除く)て	: 「はい」が	一つでもある	5.		
部、		大量破壊兵器の □該当()	□非該当			
国際		その他軍事用途				,				
交		□該当(×	/Fee > 1 10 4 1	· · · · · ·)	□非該当	#A → \ F\\\ F\\		- 1 1
流推進		□用途に関する質問項目(「明らかガイドライン」と「用途要件の除外」を除く)で「はい」が一つでもある。 □明らかガイドラインのチェック欄は全て「はい」となっている。 □貨物又は提供する技術が懸念品目リストに該当する。								
セン	用途	大量破壊兵器の帰				`				
タ、	Á	□該当(□用途要件の除タ	ルのチェッ	カ爆に「けい		 > t. お.ス	□非該当			
<u> </u>		その他軍事用途	F • > 7	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /] //) (. 0 00 00				
		□該当()	□非該当			
	経済	斉産業大臣からのi	通知 (イン	/フォーム)			□有	□無	Ħ.	
		□取引承認 [□例外	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1.7日北公 /					\
			技術	□必要最小)
				□その他	()
	審		貨物	勿 □無償特値)	□少額特例()
	審査結果欄		L	□暗号特值	91] ()	□その他 ()
	果	i	□規制	対象外						
	檷	□経済産業大臣の	り許可が得	身られた場合に	は、取引を	:承認する。				
		□取引不可								
		【審査結果理由】								
								輸出管理	理責任者	輸出管理担当者
								年	月 日	年 月 日
									F	(F)
審統 □取引承認 (経済産業大臣の許可:□不要 □必要) □取引不可										
查括 結責 果任										
欄者										
										輸出管理統括責任者
										年 月 日